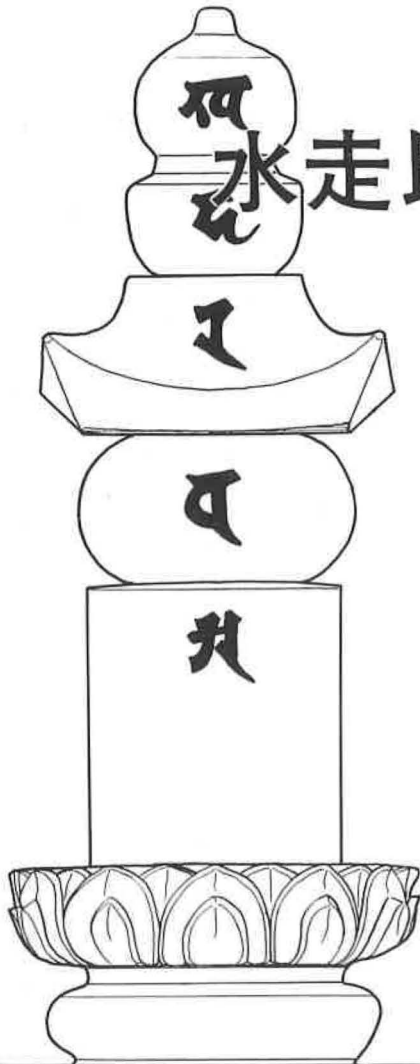


東大阪市埋蔵文化財調査概報12

水走氏館跡の調査



水走氏部系藤原朝臣忠道
左近有忠
左近忠國
左近忠治
左近貞隆
左近忠純
神祿院殿清教石居士
建高院殿觀白淨居士
清光院殿觀阿道靜居士

1973

東大阪市教育委員会

1 水走氏と館跡

水走氏は、河内国一の宮として古来尊崇を集めた式内社枚岡神社の祠官を歴任し、中世には皇室領大江御厨の長者として、また今日の東大阪・大東・八尾の各市域に及ぶ諸領・諸職を領有・支配した典型的な中世豪族として知られている。

この水走氏の系譜・地位・諸領諸職の所有形態等については、現在東京都豊島区に在住されている水走寿宏氏の所有されている『水走文書』によって知られる。この内、もっとも古い寿永3年(1184)2月の「源康忠解状案」によると、康忠の父季忠は、河内国河内郡有福名(現在の東大阪市水走)に100町に及ぶ土地を開発し、源義経に本領の安堵を願って関東の御家人になったことが知られる。また、室町時代に書写された十通の文書には、建長・正応・正中・正平・永徳・至徳の各年間、すなわち鎌倉時代から南北朝時代を経て室町時代に至る水走家の財産譲状が書き留められ、水走氏の所有した諸領・諸職とその推移がわかり、これらの史料によって水走氏が畿内先進地帯における典型的な中世土豪として活躍したことが判明している。

ところで、この水走氏の館跡は、『水走文書』のうち、建長4年(1252)6月の「讓渡嫡男藤原忠持屋敷並所職私領事」を見ると、当時水走氏の屋敷が河内郡五条にあり、寝殿・廊・惣門・中門・土屋・厩屋・倉等を配置していたことが知られる。しかし、屋敷地内の建物配置や面積などについては知られず、現在五条町に在住されている野口康正氏所蔵の村絵図には「水走屋敷」と記された一面が記されており、また明治9年、五条村副戸長野口与太郎が提出した絵図には「枚岡旧神官水走春忠土地、四百五十五番字山田、畑反壹畝六歩(636坪)」ともある。さらに、現在の東大阪市五条町1322番地には文化8年(1812)水走飛騨守忠良によって建てられた水走家墓塔が残っており『水走文書』にのせる五条屋敷の位置ならびに以後代々にわたる屋敷跡は周辺地域を含めた区域に広がっていることが考えられる。

水走氏館跡は、河内平野いかにいえば、水走氏の全所領を見わたすことの出来る扇状地上部に位置している。また西側には、当時の官道である東高野街道が通じており、北側には同氏が歴代祠官を務めた式内社枚岡神社が鎮座しており要衝の位置を占めていたことがわかる。

2 調査の経過

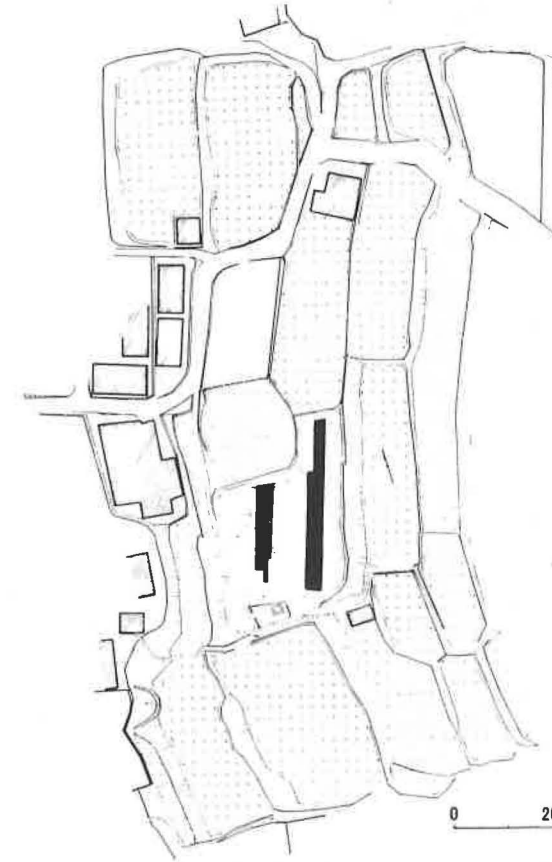
これまで、水走氏館跡については、全く遺構、出土遺物については知られておらず、この様な中に周辺部の宅地化が進んできたため、昭和48年度国庫・府費の補助を受け総額1,000,000円を充てて、屋敷跡の一面と見られる五条町1322番地(現状畑)に東西幅3mのトレンチ2本を設定し、遺構の確認に努めた。また周辺区域では発掘調査と合わせて崖面等の清掃作業を実施した。調査は、7月20日より9月1日までの間の約54日を費した。当初、広範囲の調査を予定していたが、土地所有者の了解を得られず、一部の調査にとどまざるを得なかった。調査を行なったトレンチについては、土地所有者の要望もあり、床土以下、機械による地固めを行ない旧状に復した。

調査の結果、若干の遺構を検出するにとどまったが、中世以来、河内の土豪として全盛を誇った水走氏館跡の存在を確認することが出来たのは大きな成果であった。

表紙カットは水走家墓塔、高さ3.4mを計る石造五輪塔。東大阪市指定史跡

3 遺跡の状態

今回の調査は、水走家墓塔の建つ土地に隣接した五条町1322番地(志村治恒氏所有地)の畑地に限られたが、敷地の東西に2本の南北トレンチを設け、遺構の確認を行なうと共に周辺部の清掃を行なった。この結果、東側のAトレンチでは、床土下すぐに地山となり、溝状遺構・方形落ち込み・池泉跡と思われる遺構を検出した。最も北で検出した遺構は、東側崖面に接した小規模な池泉と見られるもので、深さ約30cmを測り、三角形に近いものとみられる。内部には、竹などの植物遺体が多いことが注意された。この遺構に接した西側に長方形のピットを検出しているが、建物等に使用された礎石のぬけ跡であるのか不明である。



第1図 水走氏館跡周辺測量図

この池泉の西南からは、幅約60cmの溝がS字形に南へ約5m続いていて、方形落ち込みに接続している。溝と池泉の交わる付近は5~10cm大の石が雑然と敷かれた状態にある。また池泉近くの溝底部には径15cmの松の樹皮のみが2ヶ所接して見られ、丸太材が溝内に打たれていたことがわかった。方形落ち込みは、一辺3m、深さ45cmあり、内部は黄色粘土層をはさんで上下2層あり、下部からは建具材とみられる板やさじ型木製品など2・下駄破片1・漆器・燈明皿などを検出した。上層は陶器片等若干の遺物が見られたのみである。

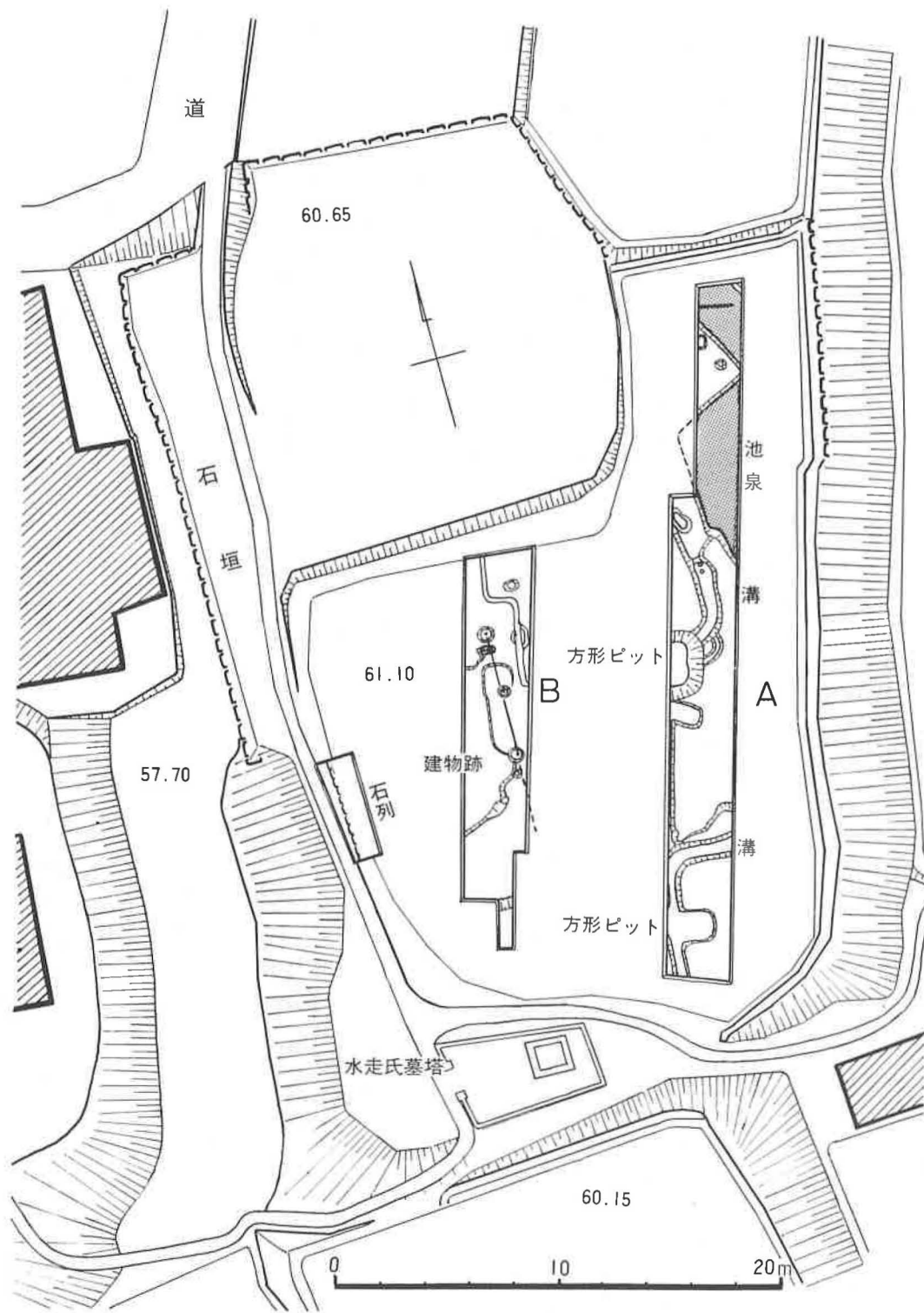
方形落ち込みより南は、約6mにわたって平坦部が続き、トレンチ南半部で、東から南へまがりさらに西と南へ続く幅約80cm、深さ60cmの溝を検出した。溝は途中で、一辺1.5mを測る方形のピットを持っており、特殊な役割を果たしていたとみられる。

溝の内部には、松毬・ドングリ・建具材とみられる板・丸太等を若干検出している。トレンチ全般に亘って、摺鉢・茶碗等の陶器が目立ち、他に屋瓦片・漆器残欠も注意された。これらの遺構は小規模な庭園風の池泉設備とみられる。

一方西側のBトレンチでは、水田への造成による上部掘削が見られたが、これらの整地層を除去した結果、トレンチ南北に幅15cmの細い溝がわずかに残り、西側には径50cm大の礎石をうめる円形ピットが南北に3ヶ所検出した。ピットの間隔は約3mあり、10尺の柱間を持つ2間以上の建物が存在していることを確認した。しかしピットは焼けた面に掘られているので、古い建物等焼失後の造成面に再建された建物で、陶器片等から中世末期~近世初頭ごろの遺構とみられる。

なお、両トレンチ全般にわたり、近世末期にいたる陶器片が混在しており、部分的にピットなど確認したが、遺構は全く削平されていることがわかった。

また周辺部の清掃の結果、敷地西側から北側の崖面にかけて約35mの石垣が残っていることが判明した。西側の石垣は、垂直に積み、石材もそろっているが、北西角附近から北側にかけての部分と西側石垣上部2段の石積みは相当時期の下るものとみられ、石垣が少なくとも2時期以上に亘ることが注意された。また西側石垣は磁北に近く、東側の建物跡の方向とほぼ近いことが知られた。



第2図 遺構実測図

4. 出土遺物

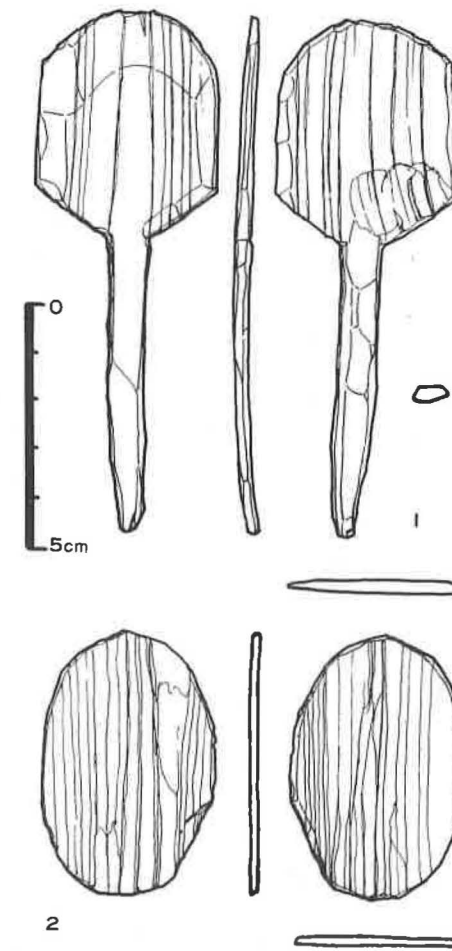
今回の調査によって若干の遺物が出土した。とくに敷地西側の崖面には、水田造成の削平による近世の陶器片・瓦片・寛永通宝等が散乱しており、A・B両トレンチでも、同時期の遺物が混入した状態にあったが、今回検出した遺溝内での出土遺物は、これらより比較的時期の上る陶器・漆器木製品・植物遺体・瓦破片がある。

これらは、中世後半～近世初期にかけてのものと思われるが、周辺部での採集品やトレンチ内部で、中世前半とみられる瓦片・瓦質土器の出土が注意された。

今回出土した遺物は下記の通りである。

とくに、今回検出した遺構はもっとも古いもので、中世後半期にしかのぼらないが、屋瓦の中には鎌倉時代のもが若干ある点注意された。

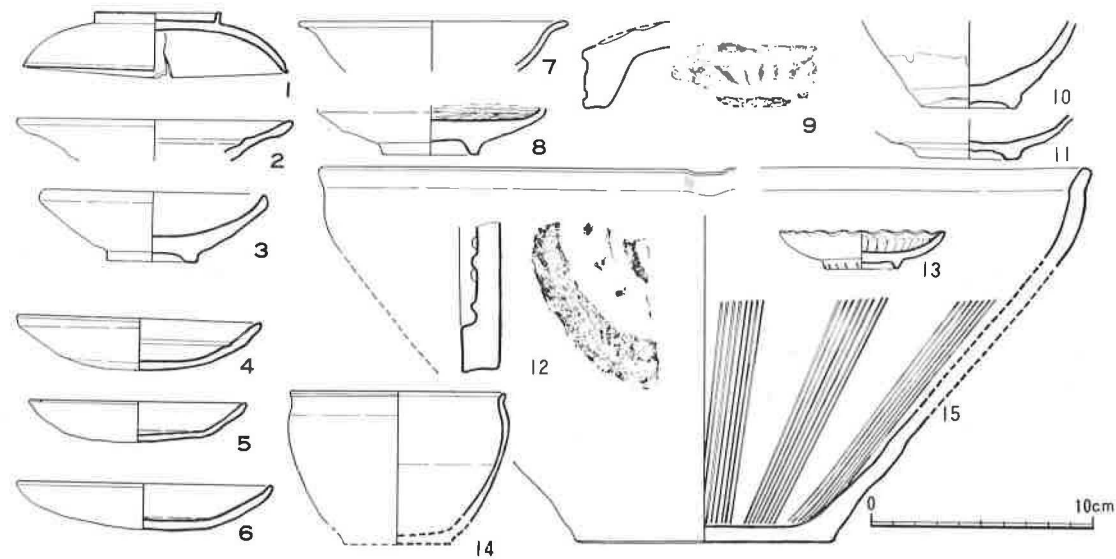
また、池泉の一部とみられる方形落ち込み内からは、燈明皿とともに、長さ10.5cmのさじ形と小判形の木製品等を検出し、周辺では、茶器とみられる陶器茶碗片の出土が目立った。陶器類では、若干の高麗物・唐物がわずかに見られるが、ほとんどは和物で、古唐津茶碗・八代焼茶碗・瀬戸茶碗・志野向付四方皿の各破片が見られ、全体として貴族階級が所持する良品はなく、茶道に関係する陶磁が多い。これらは、中世後半～近世前半にかけてのものと思われる。



第3図 木製品

この様に、今回の調査では、最も遡る遺物としては、瓦片・瓦質土器（すりばち・火鉢）など鎌倉時代とみられるものが含まれていたが、遺構に伴う遺物及び、これに混入する遺物は、中世後半～近世にかけてのものである。なお、陶器片については磯野氏のご教示を得た。

種類 時期	陶磁器類	瓦類	木製品	自然遺物	その他
中世前半	瓦質土器片	平瓦片	—	—	—
中世後半 近世前半	土釜破片 燈明皿・茶碗類 瓦質土器片	平瓦片	さじ形木製品他 下駄破片 建具用材	ドングリ 松 竹	漆器蓋
近世後半	すりばち 茶碗類 鉢	平瓦 軒平瓦片	—	—	漆器残欠 かんざし 寛永通宝



第4図 出土遺物

5. ま と め

水走氏は、『水走文書』に見られるように、中世以来大江御厨をはじめとする広大な所領・所職を領有・支配した典型的な河内の土豪として位置づけられている。同氏の屋敷跡は、『水走文書』建長4年(1252)6月の「讓渡嫡男藤原忠持屋敷並所職私領事」に記されているように、寢殿・廊・惣門・中門・土屋・厩屋・倉など9つの建物を配した屋敷が五条に存在したことは事実である。

今回の調査では、一部の発掘にとどまったが、小規模な池泉を伴う建物跡が存在していることを確認し、水走氏の屋敷跡であるという確認に終わった。建物がどのようなものであるか今後の調査に期する他ないが、少なくとも、中世前半頃の屋瓦等の遺物の出土により、中世初期の屋敷跡の存在は考えられる。今回検出した遺構は、中世後半も終りに近いころのものと見られ、これより古い時期の屋敷跡は、場所が異っているか、あるいは、新しく再建されたものか不明である。ただ、今回確認した建物の礎石掘形は、焼土面を穿っている点を重視すれば、部分的にも再建された可能性がある。憶測を加えると正平年間(14世中頃)当地は南北両朝の戦乱が展開された地域であり、同氏も戦乱に加わり、屋敷は焼失荒廃したことも考えられるからである。

さて、水走氏の五条の屋敷は代々相続されたことは明らかであるが、正平の戦のおさまった頃である至徳元年(1384)の「藤原忠夏讓与目録写」には、四条大屋敷・同東殿屋敷が新たに見える。これは、東殿屋敷が加わっている点、五条屋敷とは別に新たに登場した屋敷地であることは明らかで、他にも水速城など文献に城柵らしい名も見ることなどから、南北朝時代を通して、同氏の屋敷等にもかなりの移動があったことを示すとともに他に屋敷がいくつか存在したことも十分考えられる。

いずれにしても、水走氏の館跡が五条の地に存在したことが明らかになったことは、今回の調査の大きい成果であり、今後この遺構の全面調査ないし遺構の保存が大きい課題となって来た。

藤原康高讓状写

讓渡 嫡男藤原忠持屋敷并所職私領等事

合

副渡公驗調度證文等別紙目録在

五条

屋敷一所

六間壹面(寢)殿一字

七間廊一字

惣門一字

中門七間一字

三間土屋一字

三間壹面厩屋一字

五間倉一字

三間倉一字

六間雜倉一字

大江御厨山本河俣両執當職并

御 宣旨御牒 大治長承里券

氷野河并廣見池細江等

以南惣長者職并四ヶ郷郷務

松武庄下司職

一 旁公券證文

母木寺本免下司職

一 国衛番師

平岡社務并公文職

一 豊浦郷公文職

林四所奈岐良尾今揚寺林

田窪林南北浦小坂林

諸寺俗別當職

右件所職并田畠等者 左衛門尉藤原康高

之先祖相傳之所職私領也 而今依為嫡男

藤原忠持相副調度證文等 讓渡事畢

仍為後日證文 勒處分之帳之状 如件

建長二二年六月三日

左衛門尉藤原康高在判



1. 建物跡(Bトレンチ 北より)
2. 池泉状遺構(Aトレンチ 南より)
3. 同上 (Aトレンチ 北より)
4. 方形落込(Aトレンチ 東より)
5. 同上 遺物出土状態